『開志創造大学大学院紀要』投稿規程

（投稿資格）

第1条 投稿資格を有する者は、原則として開志創造大学大学院本科生および教員とする。ただし、本科生が投稿する場合は、指導教員と共著とする。

2 教員等（客員教授、本学に設置している研究所研究員、助手、非常勤講師を含む）による複数著者の場合は、筆頭または責任者が開志創造大学大学院の教員であるときに限り投稿資格を認める。

3 前二項以外において、紀要編集委員長が認めた場合は、その限りではない。なお、これに該当する場合は、担当教員を配置する。

（投稿条件）

第2条 投稿原稿および投稿者は以下の条件を満たさなくてはならない。

（1） 未発表原稿であること。

（2） 完成原稿として提出すること（原則、校正は誤字・脱字の訂正に限る）。

（3） 原稿本文は、日本語または英語であること。

（4） 執筆要領に従うこと。

（5） 本学の研究、教育内容に沿う内容であること。

（6） 以下の掲載項目に沿って作成すること。

論説：特定のテーマについて考究するもの。

研究ノート：特定のテーマについて考究するが、当該研究が継続中の段落においてその時点での成果を公表するもの。

ケース：教材を念頭においたケース・スタディー。

資料：事例・文献を紹介するもの。

講演：外国人報告者の報告原稿の翻訳等を含む、講演内容の詳細な記録。

（原稿応募申込方法）

第3条 原稿の応募申込用紙は、原稿を募集する旨の掲示後、本学紀要専用サイトよりダウンロードする。

2 応募申込用紙は、11月1日から11月30日までに編集委員会へ提出すること。

3 ただし、本科生に関しては、原稿の応募申込用紙を編集委員会に提出する前に、担当教員に同意を得て、応募申込用紙の所定欄に担当教員の署名、押印をもらうこと。

（執筆要領）

第4条 原稿は以下の形式とし、編集委員会の指示にしたがって作成すること。

（1） 日本語で執筆する場合は、A4判の用紙1枚に文字40字×36行とする。字数は原則として、タイトル、本文、図表、脚注等を含め15頁を限度とする。ただし、調査資料などを付すためにこの字数をオーバーする場合は、紀要編集担当事務局に相談すること。

（2） 英語で執筆する場合は、A4判の用紙1枚に36行とする。字数は原則として、タイトル、本文、図表、脚注等を含め15頁を限度とする。ただし、調査資料などを付すためにこの字数をオーバーする場合は、紀要編集担当事務局に相談すること。

（3） 原稿には、題目、氏名、要旨、キーワードを最初のページにまとめること。

（4） 原稿の投稿形式は横書きのみとする。

（5） 構成は、題目、氏名、要旨、キーワード、本文（図・表を含む）、注、参考文献リストの順とする。

（6） 文中には、敬語・敬称は使わない。

（7） 図・表は、あらかじめ言及した後に図および表があらわれるように設定すること。それぞれの図および表には通し番号と表題をつけ、出典もしくは執筆者の作成であるかどうかを明記すること。

（8） 原則として、本文が日本語の場合、要旨は日本語とし、本文が英語の場合、要旨は英語とする。

（9） 要旨の量は、日本語は400字まで、英語で240語までとする。

（10） キーワードの語数は、3～5語とする。完成原稿において、重要な意味を担っている用語を掲げること。本文で使用した言語を使うこと。

（11） 別紙、執筆様式のテンプレートも参照のこと。

（完成原稿提出方法）

第5条 「掲載申請書」と電子データを編集委員会へ提出すること。

2 書類不備の場合および締切日（原則2月28日（なお締切日が休日の場合には、締切日をその翌日（翌々日）とする））の指定日を過ぎた原稿は受領しない。

3 「掲載申請書」と電子データと併せて、投稿者が第 1 条第 1 項に該当する場合は、指導教員より、第 1 条第 2 項に該当する場合は、筆頭または責任者より、第1条第 3 項に該当する場合は、担当教員より提出すること。

（編集委員会の業務）

第6条 開志創造大学大学院紀要編集委員会は、掲載者の選定等紀要刊行に関わる業務を行う。

2 編集委員会は、紀要編集委員長によって紀要刊行直後および原稿提出の締切日等に招集される。

3 投稿条件や提出方法に照らし、提出された原稿の受領を決定する。

4 正式に原稿が受領された投稿者の中から、掲載順序等を決定する。

5 投稿された全ての原稿に関し、紀要掲載にふさわしい程度に達しているか否かについて、レフリーの意見を基に編集委員会で審査することとする。その結果、必要があれば修正すべき箇所等を指示する場合がある。投稿者は、指導に従って原稿を修正し、再度、修正した電子データを提出する。なお、内容上の修正を必要とすると判断された場合や、修正を必要とする箇所が大量に存在する場合等には、編集委員会の判断により掲載を認めないことを決定する場合がある。

（校 正）

第7条 原則として校正は初校のみ著者校正とするが、その際、大幅な内容の変更や追加は認めない。

（著作権）

第8条 本学紀要に掲載後、著作権は開志創造大学大学院に所属するものとし、本大学の許諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。

（不正行為の禁止）

第9条 紀要に論文を投稿するものは、下記の不正行為を行わないよう注意すること。

（1） ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

（2） 改ざん 研究資料や過程等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

（3） 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解、もしくは適切な表示なく流用することをいう。

2 不正行為が発覚した際には、論文掲載を認めない。

（学術情報の電子的公開）

第10条 紀要に掲載される論文は、印刷媒体での発行はせず、「新潟総合学園・新潟総合学院機関リポジトリ」での公開によって、発行に代えるものとする。

（その他）

第11条 編集委員会からの連絡事項は、本学紀要専用サイトに掲示する。

2 紀要に関する問い合わせがある場合には、紀要編集担当事務局に申し出ること。

3 抜刷りを希望する場合は、原稿提出時に紀要編集担当事務局に申し出ることとし、実費を自己負担とする。

4 応募から紀要刊行までの流れは以下の通りとする。

（1）委員会から投稿による告知を7月、10月に年2回行う

（2）編集委員会にメールにて応募申し込み、論文等の表題、希望する掲載項目等を申告する。なお、応募受付開始日は11月1日、応募締切日は11月30日、メールアドレスは kiyou@jigyo.ac.jp とする。

（3）締切日に編集委員会へ「掲載申請書」と電子データを提出する。

（4）担当編集委員から修正指示が出る場合、修正した電子データを再提出する。

（5）3月初旬の編集会議で掲載原稿を決定する。目次等の作成、業者による校正後、学術リポジトリへ公開する。（4月末公開予定）

5 上記書類不備の場合および締切日の指定時刻を過ぎた原稿は原則的に受領しない。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、紀要委員会が発議し、教授会の審議を経て学長が最終決定する。

附 則

この規程は平成22年3月1日から実施する。

附 則

この規程は平成22年10月20日から実施する。

附 則

この規程は平成28年8月25日から実施する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から実施する。

附 則

この規程は令和元年11月13日から実施する。

附 則

この規程は令和３年10月20日から実施する。

附 則

この規程は令和５年11月15日から実施する。

附 則

この規程は令和7年4月23日から実施する。

附 則

この規程は令和8年4月1日から実施する。